

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

建 物 全 体

- ・ビルなどの大きな建物の場合はなるべく遠くから写し、1階から屋上まで全体が写っているもの。

建物の入口付近

- ・建物の入口部分を正面から写したもの。
- ・正式な商号（「株式会社」等を省略しないもの。アルファベット・ローマ字・漢字等の表記が登記上の商号と一致しているもの）が確認できるもの。
- ・ビル等の場合は、テナント表示の写真も貼り付けてください。
また、テナント表示には正式な商号を表示してください。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

ポ ス ト

・正式商号を表示しているもの。

※法人の場合は、商業登記簿の履歴事項全部証明書に記載されている正式商号。

※「株式会社〇〇」「〇〇〇〇有限公司」など。

(路面店でない、商業用ビルやマンション等の場合)事務所に至るまでの経路

・ 建物入口から事務所入口に至るまでの動線がわかる写真を貼り付けてください。

・ 1枚で収まらない場合は複数枚添付してください。

(例) マンションの2階の一室を事務所とする場合

1.建物入口を入って共用廊下を写す

2.共用廊下から階段を写す

3.階段から事務までを写す

※事務所の独立性の確認のためです。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

(路面店でない、商業用ビルやマンション等の場合)事務所に至るまでの経路

- ・ 建物入口から事務所入口に至るまでの動線がわかる写真を貼り付けてください。
- ・ 1枚で収まらない場合は複数枚添付してください。

(例) マンションの2階の一室を事務所とする場合

- 1.建物入口を入って共用廊下を写す
- 2.共用廊下から階段を写す
- 3.階段から事務までを写す

※事務所の独立性の確認のためです。

(路面店でない、商業用ビルやマンション等の場合)事務所に至るまでの経路

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

事務所の直接入口

- ・事務所に直接出入する入口の写真を貼り付けてください。
- ・部屋番号の表示があれば、その部分も写るようにしてください。
- ・従たる事務所の場合は事務所名も表示してください。

※同一フロア内に他の法人と同居している場合は、共通の入口と事務所の入口の両方の写真が必要となります。

事務所の直接入口の商号(自宅やテナントビル等、建物の一部屋を事務所として用いる場合)

- ・扉に「〇〇株式会社」等、その部屋が事務所であることが分かるように掲示してください。

※住宅の一部を事務所とする場合は、事務所として使用する部屋の入口にも商号が必要となります。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

事務所内部

- ・事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの。
- ・机・いすの設置が確認できるもの。
- ・接客をする応対場所が確認できるもの。
- ・ブラインド・カーテン等は開けた状態で写すこと。

※・戸建の住宅の一部を事務所とする場合

- ・同一フロアに他の法人が存在する事務所の場合等は、
間仕切り部分等、事務所の独立性が確認できる写真を添付してください。
また、併せて**独立性が確認できるフロアの平面図を添付**してください。

事務所内部

- ・事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの。
- ・机・いすの設置が確認できるもの。
- ・接客をする応対場所が確認できるもの。
- ・ブラインド・カーテン等は開けた状態で写すこと。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

事務所内部

- ・事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの。
- ・机・いすの設置が確認できるもの。
- ・接客をする応対場所が確認できるもの。
- ・ブラインド・カーテン等は開けた状態で写すこと。

※・戸建の住宅の一部を事務所とする場合

- ・同一フロアに他の法人が存在する事務所の場合等は、
間仕切り部分等、事務所の独立性が確認できる写真を添付してください。
また、併せて**独立性が確認できるフロアの平面図を添付**してください。

事務所内部

- ・事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの。
- ・机・いすの設置が確認できるもの。
- ・接客をする応対場所が確認できるもの。
- ・ブラインド・カーテン等は開けた状態で写すこと。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

電話

- ・ 事務所備え付けの電話の写真を貼り付けてください。

写 真 台 紙

※枚数に上限はありません。各項目について、複数枚に分けても可です。

業者票・報酬額表

※新規申請時は添付しない

- ・来客にわかりやすい場所に掲示してある状態が確認できるもの。
- ・それぞれ最新のものを掲示してください。
- ・判読できない場合はそれぞれを近くからも写してください。

業者票・報酬額表

※新規申請時は添付しない

- ・来客にわかりやすい場所に掲示してある状態が確認できるもの。
- ・それぞれ最新のものを掲示してください。
- ・判読できない場合はそれぞれを近くからも写してください。